

一部改定の趣旨

- 高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項において、都道府県は、「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（以下「国基本方針」という）に即して、6年ごとに、6年を1期として、都道府県医療費適正化計画を定めることとされています。
- 東京都は、令和5年7月20日告示の国基本方針に即し、令和6年3月に第四期東京都医療費適正化計画（令和6年度～令和11年度）を策定しました。
- 国基本方針において、「国は、今後、骨太方針2021の「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」という政府目標を、金額ベース等の観点で踏まえて見直す」としていましたが、令和6年11月1日に国基本方針が一部改正され、後発医薬品の新目標等が示されたことを踏まえ、第四期東京都医療費適正化計画の一部改定を行います。

一部改定の概要

- 国基本方針に示された、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標並びに後発医薬品の使用促進による効果算定方法等に沿って、次のとおり改定します。

<第3部 計画の基本的な考え方>

第1章 第2節 国の示す目標

✓ 医薬品の**安定的な供給を基本**としつつ、**3つの数値目標（令和11年度までに達成）を設定**したことを記載

- ・ 後発医薬品の数量シェア：80%以上
- ・ バイオ後続品の数量シェア：80%以上置き換わった成分数を、全体の成分数の60%以上
- ・ 後発医薬品の金額シェア：65%以上

第2章 第2節 計画における取組の方向性

✓ 東京都は、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する**数値目標・達成年度**について、**国基本方針に沿って設定**

<第4部 医療費適正化に向けた取組の推進>

第1章 第2節 医療の効率的な提供の推進に向けた取組

✓ 現状と課題の記載を更新するとともに、取組の方向性に、**新たな品質確保に向けた取組及びバイオ後続品の普及促進に関する取組**を追記

第2章 都民医療費の見込み

✓ 国基本方針の標準的な推計方法において見直しが行われた、**後発医薬品の使用促進による効果額の推計方法に基づき算定**し、推計額を更新

【算定結果】

- ・ 令和11年度の後発医薬品の使用促進の効果額は数量ベースより**金額ベースの方が大きく、現行より45億円増加**
- ・ 令和11年度の都民医療費の見込みは、医療費適正化の取組全体の効果額が566億円から611億円に増加し、**5兆7,166億円（現行より45億円減少）**